

## チャレンジ就労体験事業業務委託プロポーザル 参加者募集要項

京都市保健福祉局  
生活福祉部生活福祉課

様々な理由により経済的に困窮した方の中には、長期の引きこもりや対人関係の構築の失敗等により、就労に対する不安や社会・人との関わりに不安を抱き、就労に至ることに課題を抱えている方が多くおられます。

京都市では、こうした方を対象に、就労への関心を持たせるための動機付け、その関心を高めるための多種多様な就労体験先の提供、さらには就労体験終了後のフォローアップ等、きめ細かに寄り添い、支えることで就労や社会とかわるることへの不安の払しょくを図り、更には自立につなげていくことを目的に、生活困窮者自立支援法に規定する就労準備支援事業として「チャレンジ就労体験事業」を実施しております。

本事業の実施に当たり、以下のとおり業務を委託する事業者を募集します。

### 記

#### 1 業務内容の概要

- (1) 名称 チャレンジ就労体験事業
- (2) 内容 「チャレンジ就労体験事業業務委託仕様書」による。
- (3) 委託期間 令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

#### 2 予定価格の上限等

30,029,000円※（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 業務の遂行にかかる経費は契約金額に含まれるものとする。

#### 3 応募資格

応募資格については、(1)又は(2)に該当し、かつ(3)及び(4)を満たしている者であること。

- (1) 令和7年2月26日（水）時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録している者（京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。）
- (2) 前号に該当しない者については、次に掲げる要件を全て満たす者
  - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
  - イ 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。
  - ウ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

- エ 市町村民税、固定資産税及び事業所税の未納がないこと。
  - オ 水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
  - カ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等でないこと。
- (4) 業務委託開始時において京都市内に事業所を有していること。

#### 4 参加申請

- (1) 申請期限 令和7年2月26日(水)午後5時まで
- (2) 申請場所 〒604-8091  
京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町500-1  
中信御池ビル3階 京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課  
電話 (075) 251-1175
- (3) 申請方法 参加申請書(別紙1)を申請場所へ持参すること。
- (4) 必要書類
- ア 参加申請書(別紙1)
  - イ 令和4年4月1日以降における同種業務の受託実績が分かるもの(別紙2)  
なお、業務の概要欄に、どのような内容の事業か詳細に記載すること。
  - ウ 会社概要
  - エ 市内中小業者である者は、登記事項証明書等市内中小企業であることがわかる書類
  - オ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書(提出日前3か月以内に発行)※写し不可
  - カ 使用印鑑届
  - キ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
  - ク 市町村民税、固定資産税ならびに事業所税の納税証明書  
(提出日前3か月以内に発行：写し可。法人にあつては、主たる事業所の所在地において発行を受けること。)
  - ケ 水道料金及び下水道料金の納付証明書  
(提出日前3か月以内に発行：写し可。法人にあつては、主たる事業所の所在地において発行を受けること。)
- ※ ただし、3応募資格(1)に該当するものは、エ以下を省略できるものとする。

#### 5 プロポーザル参加に関する質問及び回答

- (1) 受付期限 令和7年2月14日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 受付場所 4（2）と同じ。
- (3) 質問方法 電子メール（chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp）又は持参（様式自由の書面）による。電子メールによる場合は、件名に本プロポーザルに関する質問であることを明記すること。
- (4) 回 答 令和7年2月20日（木）までにホームページ上で回答を行う。

なお、回答の掲載について、質問者に対して通知等を行わない。また、質問が無かった場合も、その旨の通知等を行わない。

## 6 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和7年3月5日（水）午後5時まで
- (2) 提出場所 4（2）と同じ。
- (3) 提出資料 企画提案書と見積書（各7部<sup>※</sup>）  
※うち、原本は1部で構わない。
- (4) 提出方法 持参のみ。
- (5) 提案事項

『「チャレンジ就労体験事業業務委託」に関するプロポーザル企画提案書等作成要領』（別紙3）を参考のこと。

※ 4（1）の申請期限までに参加申請を行わなかった者の企画提案書は受理しない。

※ 「4 参加申請」を受理した者のうち、6（1）提出期限までに企画提案書が提出されない場合は、辞退したものとみなす。

## 7 受託候補者の選定方法

- (1) 受託候補者の選定

選定は「チャレンジ就労体験事業業務受託者選定委員会」において実施する。

選定に当たっては、原則として企画提案書の提出者（以下「提案者」という。）からの提出書類及びプレゼンテーションに基づき、本事業をより適切に遂行する能力等を審査して評価し、順位の最も高い1者を受託候補者として選定することとし、提案者が1者のみであった場合も、プロポーザルは成立するものとする。

- (2) プレゼンテーションの実施

ア 日時

令和7年3月14日（金）

イ 場所

京都市役所会議室

詳細な出席時間、場所等については、提案者に別途通知する。

ウ 方法

- ・ 説明15分以内、質疑応答10分程度
- ・ 説明に用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとする。

(3) 評価項目

ア 方針及び基本的な考え方

イ 実施内容

ウ 個人情報保護について

エ 業務実績

オ 独自提案

カ 費用見積額

キ その他

(4) 選定結果の通知

選定結果については、評価後、順位を付して令和7年3月19日（水）以降に提案者全員に書面により通知する。また、受託候補者の名称及び提案者全員の評価点（失格となった提案者を除く。）を本市ホームページにおいて公表する。

## 8 契約手続

受託候補者の提案に基づき、業務の計画に応じて、受託候補者と協議のうえで本市が契約用仕様書を作成し、これに基づき受託候補者と契約を行う。

受託候補者が本市の作成した契約用仕様書に合意できない場合は、審査の結果、次に順位の高かった者と協議を行い、合意に達したときは、その者と契約するものとし、その者とも合意に達しない場合は、審査の結果の順位に従って協議を行う。

## 9 留意事項

- (1) プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。契約締結後に虚偽又は不正が判明した場合は契約を解除し、受託者は本市に対する損害賠償の責を負う。
- (4) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。
- (5) 今回の募集については、令和7年度事業の準備行為として実施するもの

であるため、今後、本事業に係る予算が成立しなかった場合は、事業を中止することもある。(予算の不成立による事業中止の場合、本市は違約金支払の責を負わない。)

#### <スケジュール>

令和7年	2月 7日 (金)	募集開始
	2月14日 (金)	質問締切
	2月20日 (木)	質問回答
	2月26日 (水)	参加申請締切
	3月 5日 (水)	企画提案書提出締切
	3月14日 (金)	プレゼンテーション
	3月19日 (水)以降	結果通知
	4月 1日 (月)	事業開始

#### 【問い合わせ先】

京都市保健福祉局生活福祉部生活福祉課 (担当 福田、高橋)  
〒604-8091 京都市中京区寺町通御池下る下本能寺前町 500-1  
中信御池ビル 3階  
電話：(075)251-1175 FAX(075)256-4652  
e-mail:chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp